

柏情審第139号
平成29年1月18日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹

不服申立てに対する答申について

平成28年3月29日付け柏健総第481号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った平成28年2月26日付け公文書部分開示決定は、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

(1) 開示請求者は、実施機関に対し、平成27年12月16日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

「●●病院に対する医療法の規定に基づいて取得または作成された公文書一切。ただし、平成25年度の分を除く。そして、「病院平面図」のうち、入院患者の病棟部分を除く。千葉県に権限がある事務に関する書類は除く。」

(2) 実施機関は、開示に係る公文書として、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成26年度の●●病院（以下「本件病院」という。）の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査資料（本件病院平面図のうち、入院患者の病棟部分を除く。）

イ 平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成26

年度の医療法施行令第4条の8に基づく病院報告の患者票及び従事者票

- (3) 実施機関は、本件公文書の量が多く、そのすべての部分についてそれぞれ不開示情報に該当するか否かの判断をする必要があり、請求に対する決定を15日以内に行うことができないとして、開示するかどうかを決定する期間を平成28年1月29日まで延長する旨、平成27年12月25日付け柏健総第384号文書で開示請求者へ通知した。
- (4) 実施機関は、条例第14条第1項の規定により、利害関係人である本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）に対し、本件公文書の開示決定に対する意見書を提出する機会を与える照会を平成28年1月8日付け柏健総第388号文書で行った。
- (5) 不服申立人は、実施機関に対し、平成28年1月22日付けで反対意見書を提出した。
- (6) 実施機関は、本件公文書が条例第7条第2号、同条第3号ア、同条第4号及び同条第6号に該当する不開示情報が記録されている公文書であると判断し、開示請求者に対し、平成28年2月26日付け柏健総第412号文書で公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の通知をした。
- (7) 実施機関は、条例第14条第3項の規定により、不服申立人に対し、部分開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を平成28年2月26日付け柏健総第442号文書で通知した。
- (8) 不服申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成28年3月11日付けで不服の申立てをした。

3 不服申立ての趣旨及び理由

(1) 不服申立ての趣旨

本件処分を変更し、本件公文書中の医師の氏名を開示しないとの決定を求める。

(2) 不服申立ての理由等

不服申立人が不服申立書、意見書等で主張している要旨は以

下のとおりである。

ア 本件公文書のうち開示とした医師の氏名に関する部分について、実施機関は、医師の氏名は受付又は待合所の付近の見やすい場所に掲示しなければならないことから公にされている情報と判断し、開示すると決定している。

しかし、医師（本件病院勤務）の氏名の一般公開はその職員の生命、身体、財産に対する取り返しのつかない損害を及ぼす蓋然性があり、その可能性に対する根拠も示していることから条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当する。

イ 医療法第14条の2においては、「診療に従事する医師…の氏名」を「当該病院又は診療所内に見やすいように掲示」する旨を規定し、医療法施行規則第9条の3にて当該医師名の具体的な掲示場所を「当該病院又は診療所の入口、受付又は待合付近の見やすい場所に掲示しなければならない」と規定していることから、医療法は病院の病棟内部に掲示を求めていることが明らかであって、病院に何ら関係のない外部の者が確認できる場所への掲示は求めていないことは明らかである。

本件病院では、医師名を各病棟の内部への掲示を実施していて、例えば入院病棟担当医であればその氏名を入院病棟内に掲示している。

また、本件病院では病棟内への立入りについて、入院患者本人及びその家族等許可した者以外禁止していることで、これらの者以外は本件病院の所属医師全ての氏名を確認することはできない。

したがって、医療法第14条の2の規定をもって、医師の氏名が条例第7条第2号アの「法令等…により…公にされ」ているとは評価できないことは明らかである。

医療法第14条の2及び医療法施行規則第9条の3の趣旨は、病院利用者に対して所属医師に関する情報を提供することで、広く不特定多数人を対象に当該情報を明らかにする趣旨ではない。

ウ 所属医師への加害行為が深刻になりがちな精神科病院にお

いて、本来確認ができない所属医師名を開示することは、医師への加害行為を助長する蓋然性が高く、所属医師及び不服申立人に対して取り返しのつかない損害を生じるおそれがある。

エ 条例と同様の規定である行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の注釈や判例では、公になっている情報とは、「何人も知り得る状態に置かれている情報」と定義されている。

オ 精神科病院においては、医師や職員に対して種々の危害が加えられることが少なくなく、本件病院においてもストーカー被害や脅迫被害を受けた者もあり、精神科の医師にとって個人情報管理は極めて重要な課題である。

カ 厚生労働省の「医師等資格確認検索システム」は、検索方法が医師又は歯科医師にチェックを入れ男性又は女性にチェックを入れた上で対象医師を検索する仕組みになっていることから、医師名を把握していることが検索の前提になっており、外部の者が所属病院から医師を一覧的に検索できるものでなく、当該システムの存在をもって医師の個人情報が「慣行として公にされている情報」とはいえないことは明らかである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書等で主張している要旨は以下のとおりである。

(1) 診療に従事する医師の氏名は、医療法第14条の2により病院内の見やすい場所に掲示しなければならないと規定されており、条例第7条第2号ただし書きアにある法令等の規定により公にされている情報に該当する。

(2) 医師でない者の医療提供を防止し、医療を受ける者、そのほか国民による医師の資格確認及び医療に関する適切な選択ができるよう、医師法第30条の2の規定により、医師の氏名等については厚生労働省の医師等資格確認検索システムから一般に公表されている。

よって条例第7条第2号ただし書きアの規定に該当し、不開

示情報には該当しない。

- (3) 診療に従事する医師が複数人いる場合は、全ての氏名を掲示しなければならず、そこに担当診療科目による例外はない。

5 参加人の意見の要旨

参加人が意見書で主張している意見の要旨は以下のとおりである。

- (1) 国でも、柏市でも、他の多くの自治体でも、医師の氏名は開示するという運用を採ってきた。それでも、不服申立人の表明するおそれは現実となっていない。
- (2) 医師の氏名は、すでに平成25年度の開示請求で開示されている。氏名が開示されると本件病院で職を続けられなくなるなどの主張があったが、実際にはそのような状況になっていない。
- (3) 障害者の人権に関する情報公開は重要である。障害者の権利条約は日本も批准し、国内法としての効力を有している。日本国憲法によって柏市には条約を遵守する義務があるから、開示決定等の処分も、審議会の答申も、全て条約の規定に拘束される。

6 当審議会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

本件公文書は、平成22年度から平成24年度及び平成26年度の本件病院の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査時の資料である。

実施機関は、市内の病院が法令に適合する人員や構造設備を有しているか等を年に1回立入検査を行っている。本件公文書は、立入検査に際して実施機関が作成した資料、本件病院から提出を受けた資料及び検査結果を国や千葉県に報告するために作成した資料である。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件公文書に記載されている勤務従事者の氏名（医師を除く。）、住所、生年月日等については、条例第7条第2号本文により当該情報を不開示とした。

不服申立人は、医師の氏名についても不開示とするべきで

あると主張しているので、実施機関の判断の妥当性について以下検討する。

(2) 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

ア 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、原則として不開示とする旨を定めている。

本件公文書のうち、医師の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

イ 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

条例第7条第2号ただし書アは、個人識別情報であっても、当該情報が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である場合は、これを開示しなければならない旨規定している。

医師の氏名を公表するよう求めている医師法第30条の2の趣旨は、医師でない者の医療提供を防止し、医療を受ける者その他国民による医師の資格確認及び医療に関する適切な選択ができるようにするためである。

厚生労働省の医師等資格確認検索システムも医師名を把握していることを前提としており、医師の氏名を掲示するよう求めている医療法第14条の2の趣旨も医師法と同様と解される。

よって、医師の氏名は「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示されるべきものと判断する。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

ア 条例第7条第4号は、公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全

と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする旨を定めている。

イ 不服申立人は医師，特に精神科の医師の氏名について，条例第7条第4号を理由に不開示とすべきであると主張している。

しかし，他市の開示例や本市の過去の開示例からみて，本件公文書中の医師の氏名が開示されるとしても，不服申立人の懸念する「医師の生命，身体，財産に対する取り返しのつかない損害」が発生するおそれはないと判断される。

よって，本件公文書中の医師の氏名は，条例第7条第4号の不開示情報には該当しないものと判断する。

(4) 参加人のその他の主張について

参加人は，障害者の権利条約が国内法としての効力を有し，日本国憲法の規定により，審議会の答申も条約の規定に拘束される旨主張する。

現在我が国において障害者の権利に関する条約が効力を有していることは疑問の余地のないところであり，条約上の義務を履行するために国内法が整備されてきている状況がある。

しかし，本件処分が妥当であるか否かを判断する当審議会の審議及び審議の結果を反映した答申は，直接障害者の権利に関する条約の規定に拘束されるものではない。当審議会は，条例の規定に基づき本件処分の妥当性を判断するものである。

(5) 結論

以上検討したとおり，「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

(6) 附帯意見

当審査会は，今回の案件で主要な争点の一つとなった不服申立人が経営する病院に勤務する医師名の開示に関して，以下のとおり附帯意見を述べる。

不服申立人は，不服申立ての理由として，医師名の公開は医師の「生命，身体，財産に対する取り返しのつかない損害を及ぼす蓋然性」があることを理由に挙げていたが，その証拠が十分に示されなかったとの判断から，審議会は医師の氏名の公開

についてはこれを認める決定をした。一方で、医師の氏名の公開の必要を主張した参加人は、その理由の一つとして、全国の精神病院には改善すべき状況が多々残されていることを、証拠を挙げながら主張した点に関して、審議会はその事実関係を認定する直接的な立場にあるものではない。

しかしながら、仮に精神病院に改善を必要とするような状況があるとしても、また、医師名の開示がそうした状況の改善を促していくための一つ的手段であるとしても、情報の開示を受けた者は、開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。開示請求者に対しては、開示によって得た情報を濫用して他人の権利や利益を侵害することのないよう、適正に使用することを期待するものである。

7 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 8 年 3 月 2 9 日	諮問
4 月 1 5 日	第 1 回 審 議 会（事務局から概要を説明） 実施機関から理由説明書の收受
5 月 3 1 日	第 2 回 審 議 会（不服申立人の意見陳述）
7 月 1 日	第 3 回 審 議 会（実施機関の理由説明）
8 月 4 日	第 4 回 審 議 会（参加人の意見陳述）
9 月 1 日	第 5 回 審 議 会（審議）
1 0 月 1 4 日	第 6 回 審 議 会（審議）
1 1 月 1 8 日	第 7 回 審 議 会（審議）
平成 2 9 年 1 月 1 8 日	答申